

## 緑井集会所 利用規則

### ・利用方法

- ①施設利用者は使用許可書を提示して事務局から鍵を受け取って下さい。
- ②施設を利用できる時間は、午前9時～午後10時までです。
- ③施設使用後は、テーブル・椅子を所定の位置に戻し部屋の清掃をした後、鍵を事務局に返却して下さい。
- ④ゴミは各自で持ち帰りとなっています。
- ⑤専用駐車場は有りません。路上駐車や迷惑駐車はしないで下さい。
- ⑥使用料は、申込み時に入金して頂きます。
- ⑦集会所内は全室禁煙です。ご協力下さい。
- ⑧この規則が守れない団体は、利用をお断りすることがあります。

### ・利用できない日

年末年始（12月28日～1月4日）及び、運営委員会で決定する日。

### ・使用申込方法

使用の申込みは、使用希望日のある月の2ヶ月前の1日（土、日、休日等にあたる場合は翌日または翌々日）から使用する日の前日までにすることができます。

使用申請を受け付ける時間は、月曜日から金曜日の午前9時～午後5時までです。（土、日、休日は除きます。）

定期的にご利用を希望する団体は、集会所に利用団体登録をすることで、計画的に施設を利用することができます。登録した団体は、施設利用の優先確保がなされるため、計画的に利用が可能となりますが、学区内公団体の集会等で使用する際は、ご利用できない場合がありますので、ご了承ください。

### ・団体登録（定期的にご利用になる方）について

- ①団体登録を希望する場合は、「集会所利用団体登録申請書」を事務局へ提出して下さい。また、申請書提出後、記述事項に変更があった場合は、同じ申請書で速やかに報告して下さい。
- ②団体登録をされた団体の使用料金は、翌月分を毎月25日までに指定する金融機関に振り込んで下さい。（振込手数料はご負担下さい。）
- ③団体の登録期間は、毎年4月1日～翌年の3月31日までです。翌年度の利用にあたっては、事前に再度登録受付・会場の調整を行います。
- ④申請書に記載の利用日に変更がある場合は、前々月末日までの間に事務局へ連絡願います。また、定期的なご利用を中止される場合も前々月末日までの間に事務局へ連絡願います。
- ⑤学区内公団体の集会・行事の日程等の関係や、やむを得ない事情により、活動場所や時間の変更を依頼することがあります。ご協力よろしく願います。